

保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策支援事業)

令和3年度補正予算 113億円 (保育対策総合支援事業費補助金)

【概要】

保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費について補助を行う。

【実施主体】 都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めた者

【事業内容】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費
(かかり増し経費、研修受講)



(「かかり増し経費」の具体的な内容)

- 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、**通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など**、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金
※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。
- 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援
※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

②マスク・消毒液等の衛生用品や感染防止用の物品購入等

【対象施設等】 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設



【補助基準額】 ①及び②の合計 1施設当たり

- | | |
|---------------------------|---------|
| (1) 定員※ 19人以下 | 300千円以内 |
| (2) 定員※ 20人以上59人以下 | 400千円以内 |
| (3) 定員※ 60人以上 | 500千円以内 |
| (4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業 | 300千円以内 |

※ 認可の居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数

【補助割合】 国：1／2、市区町村等：1／2

保育の受け皿整備等

令和3年度補正予算 509億円（保育所等整備交付金：430億円、保育対策総合支援事業費補助金：80億円）

[趣 旨]

「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備を促進するための保育所等の整備に要する費用について、プランの着実な実施に向けて必要な経費を計上する。

また、保育所等の防災・減災対策を推進するための耐震化改修等に必要な経費や、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のための改修等に必要な経費を計上する。

[実施主体] 市区町村

[事業内容]

①「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備（保育所等整備交付金、保育所等改修費等支援事業）

「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備を促進するため、保育所・小規模保育事業所等の創設、増築、老朽改築等に係る費用を補助する。

②保育所等の防災・減災に関する緊急対策（保育所等整備交付金）

国土強靱化5か年加速化計画に基づき、保育所等の防災・減災対策を推進するため、耐震化に伴う改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等にかかる費用を補助する。

③保育所等における感染症対策のための改修整備等（保育所等整備交付金、保育環境改善等事業）

トイレ・調理場の乾式化や非接触型の蛇口の設置などの、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のための改修等にかかる費用を補助する。

➢保育所等整備交付金：大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）を新規で追加。（事業費300万円以上のものを対象）

➢保育環境改善等事業：感染症対策のための改修や必要な設備の整備等を新規で追加。（簡易なものを対象（補助基準額：1,029千円））

[補 助 率]

○保育所等整備交付金、保育所等改修費等支援事業 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

※新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

○保育環境改善等事業 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3 又は 国：1/3、指定都市・中核市：2/3

[補正予算案]

① 467億円（保育所等整備交付金389億円、保育所等改修費等支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）78億円）

② 39億円（保育所等整備交付金）

③ 3.6億円（保育所等整備交付金1.5億円、保育環境改善等事業（保育対策総合支援事業費補助金）2.0億円）

保育所等におけるICT化推進等事業

令和3年度補正予算 18億円（保育対策総合支援事業費補助金）

【事業内容】

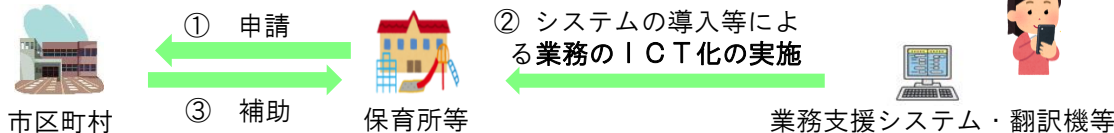
- （1）保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもとの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- （2）認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- （3）病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- （4）都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- （5）保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請の届出等について、自治体の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

- 【補助基準額】
- | | | | |
|---|---|----------|--------------|
| （1）業務のICT化等を行うためのシステム導入 | 1施設当たり 1,000千円 | 翻訳機等の購入 | 1施設当たり 150千円 |
| （2）認可外保育施設における機器の導入 | 1施設当たり 200千円 | | |
| （3）病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入 | | | |
| | ① 1自治体当たり 8,000千円 | ② 1施設当たり | 1,000千円 |
| （4）研修のオンライン化事業 | 1自治体当たり 4,000千円 | | |
| （5）保育士資格取得に係るシステム改修 | 総額99,640千円のうち令和2年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定 | | |

- 【補助割合】
- （1）国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
 - （2）国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4
 - （3）①国：1/2、市区町村：1/2 ②国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
 ※（1）～（3）について、地方自治体が運営する施設（*）を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2
 *（1）～（2）は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。
 - （4）国：1/2、都道府県・市区町村：1/2
 - （5）国：1/2、都道府県：1/2

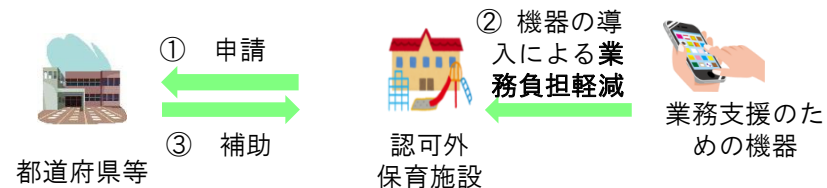
（1）業務のICT化等を行うためのシステム導入



【業務負担が軽減される例】

- 保育に関する計画・記録
 - ・手書きで作成していた各期間（年・月・週・日）ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。
- 登降園管理
 - ・手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

（2）認可外保育施設における機器の導入



※ 業務支援のための機器を活用することで、保育記録など保育従事者の業務負担を軽減する。

保育士修学資金貸付等事業

令和3年度補正予算 31億円（保育対策総合支援事業費補助金）

【事業内容】

保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助割合】 国：9／10、都道府県・指定都市：1／10

【貸付事業のメニュー】

1. 保育士修学資金貸付

- 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け
- 卒業後、5年間の実務従事により返還を免除

○貸付額（上限）

- ア 学 費 5万円（月額）
- イ 入学準備金 20万円（初回に限る）
- ウ 就職準備金 20万円（最終回に限る）
- エ 生活費加算 4～5万円程度（月額）

※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る
※貸付期間：最長2年間

2. 保育補助者雇上支援

- 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減
- 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付
- 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除

○保育補助者雇上費貸付額（上限）

295.3万円（年額）
※貸付期間：最長3年間

○保育補助者（短時間勤務）雇上費貸付額（上限）

221.5万円（年額）
※貸付期間：最長3年間

3. 未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援

- 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進
- 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除

○貸付額（上限） 5.4万円の半額（月額）

※貸付期間：1年間

4. 潜在保育士の再就職支援

- 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進
- 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除

○貸付額（上限） 就職準備金 40万円

5. 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援

- 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間（早朝又は夜間）により、自身の子どもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援
- 2年間の勤務により返還を免除

○貸付額（上限） 事業利用料金の半額

※貸付期間：2年間